

広第231号
平成18年3月27日

各所属長 殿

総務室長

岐阜県警察本部庁舎の見学に係る対応要領の制定について（通達）

県民等一般の岐阜県警察本部庁舎の見学について、別添のとおり「岐阜県警察本部庁舎の見学に係る対応要領」を定め、平成18年4月1日から施行することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

岐阜県警察本部庁舎の見学に係る対応要領

第1 目的

この要領は、岐阜県警察本部庁舎の見学（以下「庁舎見学」という。）を通じて、警察活動に対する理解と協力の確保と、庁舎見学の効果的かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第2 見学対象施設

庁舎見学の対象施設は、原則として、らびいギャラリー、通信指令室及び交通管制センターとする。ただし、庁舎見学の対象としない施設に対する見学の申し入れに際しては、広報県民課長が当該施設を管理する所属長と対応について協議して決定するものとする。

第3 庁舎見学の対応

1 庁舎見学申込みの受理

- (1) 広報県民課長は、庁舎見学を申し出る者がある場合には、警察本部庁舎見学申込書（別記様式）を徴して、申込みを受理するものとする。

この場合において、申出者が多数のときは、一覧表等によりそれぞれ住所、氏名、年齢等を明らかにしておくものとする。ただし、広報県民課長が必要がないと認めた場合はこの限りでない。

- (2) 広報県民課以外の所属（以下「他所属」という。）において、庁舎見学の申し入れを受けた場合には、上記申込書を徴して、広報県民課長に通報するものとする。

2 申込者への通知

広報県民課長は、庁舎見学の申込みを受理したときは、庁舎見学の対象となる関係所属長と調整の上、実施日等を申込者へ通知するものとする。

また、他所属を通じて受理した申込みに関しては、当該所属を通じて申込者に通知するものとする。

3 庁舎見学の実施

- (1) 庁舎見学は、原則として「岐阜県の休日を守る条例」（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に定める県の休日を除く毎日の午前10時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までの間とし、広報県民課において対応する。

- (2) 広報県民課長は、警察業務に支障を生じさせることなく、庁舎見学を円滑に実施するため、関係所属長に必要な資料の提供を求め、又は、多人数の見学者を分割するなどの措置を講ずるものとする。

第4 その他

- 1 広報県民課長は、岐阜県庁の見学を併せて申し込む者がある場合には、県庁舎の管理担当課と連絡・調整を図って対応するものとする。

- 2 広報県民課長は、この要領に定めるもののほか庁舎見学に関して必要な事項については、関係課長等と協議して対応するものとする。

【樣式省略】